

質問回答

2017年6月12日

「2017年度案件別外部事後評価:パッケージ1(中国・パキスタン)」

(公示日:2017年5月31日/公示番号:170320)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------------|---|---|
| 1 | P20「5. 定性調査/定量調査の実施」及びP25-26 | 中国4案件及びパキスタン1案件では定性調査のみ実施することになっていますが、これらについては受益者調査等のサンプル調査の実施は想定されていないという認識でよいでしょうか？ | <p>今回の定性調査・定量調査の見直しの主旨は、一律「受益者調査」を行うのではなく、評価の判断に大きく影響を及ぼす情報の収集については、より厳格な統計分析を想定した定量調査を実施し、一方で簡略化が可能な場合は定性調査の実施を明示的に示すことで、調査にメリハリをつけることを目指したものです。よって、JICAから指定しない限りは、定量調査の実施は原則想定していません。</p> <p>例えば資金協力における評価ではインパクトの発現について、有効性(アウトカム)の発現の確認時ほど厳格なエビデンスは求めず、定性調査による補完、すなわち一定数のエンドユーザーに対するインタビュー調査(Focus Group Discussion など含む)を実施し、エビデンスの制約を踏まえた上で評価判断を行うことを想定しています。</p> <p>一方で定量調査を行う場合は、統計的に有意</p> |

| | | | |
|---|---|--|---|
| | | | <p>な結果を得るために適切なサンプルフレームとサンプルサイズを設定して実施することを JICA としても求めています。</p> <p>よって、インパクトの検証に定量調査の実施を提案される場合は、その必要性および、現時点で想定し得る調査目的と調査手法について、業務指示書に記載した総業務量の範囲内で提案をしてください。</p> |
| 2 | <p>第 2 業務の目的・内容に関する事項(p.24)</p> <p>「3.実施方針および留意事項」に関する(8)</p> | <p>「パキスタンを対象とした案件については、治安上の理由によりパキスタン(対象国)には渡航せず、第三国にて現地調査補助員等と打合せを行い、調査の品質を管理する。第三国としてはタイ国を想定しているが、代替の提案も可とする」とありますが、日本での打合せも認められますでしょうか。</p> | <p>現地調査補助員と日本で打合せを行うことも認めますが、効率性のみならず、経済性も考慮してご提案ください。</p> |
| 4 | <p>< 共通条項 > P.20 5. 定性調査 / 定量調査の実施(1) 定性調査</p> <p>他案件にて受付けた質問ですが、共通条項に関わる部分であるため本案件でも掲載させていただきます。</p> | <p>「第三者が同様の調査を行う場合にもその判断を迫るよう再現性を担保することを目指す」とありますが、これは、調査のデザインを、第三者でも同様に設計・実施できるように、明確な組み立てをすること、実施の記録を残すということでしょうか？異なる場合にはどのようなことであるか説明をお願いします。</p> | <p>ご理解のとおりです。調査の設計・記録については、評価方針 / 事前事後比較表の添付資料として提出いただく予定です。調査の実施方法を明確に記録することにより、恣意的な調査とならないことを目指します。</p> |

以上